

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2019年2月21日提出
<b>【ファンド名】</b>	あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジあり） あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジなし）
<b>【発行者名】</b>	あおぞら投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 原田 政明
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
<b>【事務連絡者氏名】</b>	大久保 由美子
<b>【連絡場所】</b>	東京都千代田区麹町六丁目 1 番地 1
<b>【電話番号】</b>	03-6752-1050
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

「あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジあり）」及び「あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジなし）」（以下、本ファンドといいます。）は主要投資対象の変更及びこれに伴う換金・申込不可日の変更を行いますので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 変更の内容についての概要

本ファンドが投資対象としている「ケイマン籍外国投資信託受益証券（円建て）グローバル・マルチ・ストラテジーズ・US・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（為替ヘッジあり/為替ヘッジなし）」について、今後償還されることが判明したため、投資対象ファンドの変更を行います。変更後の本ファンドの投資対象ファンドは、変更前と同一の運用会社であるアリアンツ・グローバル・インベスターズが運営し、運用戦略やファンドの特色も同様であることから、投資態度、投資制限等の変更は生じず、重大事項の変更には該当しないものと判断しております。

なお、当該投資対象ファンドの変更に伴い、換金・申込不可日に変更が生じることから、換金・申込不可日の変更については、重大な投資信託約款の変更の手続きを行う予定です。

変更後の内容は以下の通り。（変更箇所は下線部 \_\_\_\_\_ ）

投資対象ファンド：

ケイマン籍外国投資信託受益証券（円建て）

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・トラスト アリアンツ・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ファンド（為替ヘッジあり/為替ヘッジなし）

親投資信託 あおぞら・マネー・マザーファンド

換金・申込不可日：

ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日または香港の銀行休業日

(2) 当該変更の年月日                      2019年4月11日